

開発許可制度への影響について

- 開発許可を受けた宅地造成については、これまで宅地造成等規制法（旧法）第8条の許可が不要とされていたところ、盛土規制法への改正により、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることになる。
- これにより、許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることになる。

都市計画法の開発行為のうち、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等である場合の取扱い（主なもの）

○ 許可不要から許可みなしに変更

- ⇒ 盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象
- ⇒ 都市計画法のみならず、盛土規制法の是正措置と罰則も適用

○ 盛土規制法の技術基準の適用

- ⇒ 都市計画法の規定により、盛土規制法の技術基準への適合が必要
盛土規制法の許可対象の該当性について、県都市政策課への事前相談をお願いします。

○ 資力信用（申請者）及び施行能力（施行者）に関する規定の適用拡大

- ⇒ 自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても適用対象